

令和6年度中島村低所得者支援給付金 のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰による影響をふまえ、
低所得者世帯への支援として、給付金を支給します

【対象世帯①】（均等割のみ課税給付）

令和5年12月1日時点で、中島村に住民登録があり、
令和5年度「**住民税均等割のみ課税**」の世帯

【給付額】

1世帯あたり10万円

【対象世帯②】（こども加算）

令和5年12月1日時点で、中島村に住民登録があり、
令和5年度「**住民税非課税**」または「**住民税均等割のみ課税**」
の世帯において、

令和5年12月1日時点で18歳以下の児童
（平成17年4月2日生まれ以降）

【給付額】

児童一人あたり5万円

（※【対象世帯①】の世帯は児童分を加算して支給いたします。）

※手続き・申請に関しては裏面をご覧ください

【対象世帯①】 ・ 【対象世帯②】

対象となる世帯には、村から**確認書**が届きます。

【確認書発送予定日 令和6年5月1日（水）】

書類に必要事項を記入して、同封の返信用封筒にて**返送**ください。

【返送いただきたい書類】

- ①確認書（世帯主氏名、連絡先電話番号、口座情報等）
- ②通帳の写し（1枚開いた見開きのページ）

返送期限 令和6年5月31日（金）

【上記以外】

対象世帯①・②に当てはまると思われる方で、

確認書が届かない世帯は、**申請**が必要です。

下記担当課までお問い合わせください。

申請期限 令和6年6月28日（金）

【確認事項】 ※以下の場合は対象外になります。

- ・世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている
- ・世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいる
- ・他の市区町村で、既に同趣旨の給付金を受けた等

※本給付金は差押禁止等及び非課税の対象となります

【お問い合わせ】 中島村役場 保健福祉課 給付金担当

0 2 4 8 - 5 2 - 2 1 7 4